

診療報酬(検体検査関連)についてのお知らせ

謹啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は格別なご愛顧を賜り厚くお礼申し上げます。

このたび厚生労働省保険局医療課長発通知(令和4年10月31日付.保医発1031第4号.令和4年11月1日適用)及び厚生労働省保険局医療課長発通知(令和4年10月31日付.保医発1031第5号.令和4年11月1日適用)により、下記の検査項目の保険請求が可能となりましたのでご案内申し上げます。

謹白

◎保険適用の検査法が追加された検査項目

項目名	保険点数	区分
悪性黒色腫におけるBRAF遺伝子検査(PCR-rSSO法)	5000点	区分番号「D004-2」 悪性腫瘍組織検査 (遺伝子関連・染色体検査)

(1)～(3) (略)

(4) 「1」の「ロ」処理が複雑なものとは、次に掲げる遺伝子検査のことをいい、使用目的又は効果として、医薬品の適応を判定するための補助等に用いるものとして薬事承認又は認証を得ている体外診断用医薬品又は医療機器を用いて、次世代シーケンシング等により行う場合に算定できる。

ア (略)

イ 悪性黒色腫におけるBRAF遺伝子検査(リアルタイムPCR法、PCR-rSSO法)

ウ～カ (略)

※下線の検査法が追加されました。

●弊社受託検討中

項目名	保険点数	区分
ヘリコバクター・ピロリ核酸及びクラリスロマイシン耐性遺伝子検出	360点	区分番号「D023」 微生物核酸同定・定量検査 (微生物学的検査)

(1)～(35) (略)

(36) ヘリコバクター・ピロリ核酸及びクラリスロマイシン耐性遺伝子検出

ア ヘリコバクター・ピロリ核酸及びクラリスロマイシン耐性遺伝子検出は、ヘリコバクター・ピロリ感染が強く疑われる患者に対し、PCR法により測定した場合に、360点を算定する。

イ 当該検査を含むヘリコバクター・ピロリ感染診断の保険診療上の取扱いについては「ヘリコバクター・ピロリ感染の診断及び治療に関する取扱いについて」に即して行うこと。

●弊社受託未定

裏面に続きます



株式会社 **ビー・エム・エル**

本社：〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷5-21-3

総合研究所：〒350-1101 埼玉県川越市の場1361-1

☎ 03(6629)7386 FAX 049(232)3132

検査項目検索用
アプリ B-Book



Google play

Available on the
App Store



電子カルテはビー・エム・エル



○「ヘリコバクター・ピロリ感染の診断及び治療に関する取扱いについて」の一部改正について

1 (略)

2 除菌前の感染診断

(1) 除菌前の感染診断については、次の7項目の検査法のうちいずれかの方法を実施した場合に1項目のみ算定できる。ただし、①から⑥までの検査の結果、ヘリコバクター・ピロリ陰性となった患者に対して、異なる検査法により再度検査を実施した場合に限り、さらに1項目に限り算定できる。また、⑦の検査の結果、ヘリコバクター・ピロリ陰性となった患者について、胃粘膜に同感染症特有の所見が認められているなど、同感染症を強く疑う特有の所見がある場合に、異なる検査法により再度検査を実施した場合に限り、さらに1項目に限り算定できる。なお、この場合において、医療上の必要性について診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。

①～⑥ (略)

⑦ 核酸増幅法

(2) (略)

3～8 (略)

※下線部が変更されました。